

議案第177号

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例案

大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12号中「・ひき船」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

港営事業会計の目的を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(11) 省 略

(12) 大阪市港営事業会計 港湾施設提供事業（荷役機械・上屋倉庫・ひき船事業）及び大阪港埋立事業

(13)－(19) 省 略